

第 35 回 鎌倉市景観審議会議事録

日 時：平成 28 年 7 月 25 日（月） 9 時 30 分から 12 時 00 分まで

場 所：鎌倉市本庁舎 2 階 第 2 委員会室

出席委員：稲垣会長、磯田委員、佐藤委員、志村委員、田邊委員、中井委員、水澤委員 以上 7 名

事務局：大場部長、吉田次長、芳本課長、牧野係長、海老澤職員、夏戸職員

傍聴者：0 名

オブザーバー：3 名（都市環境研究所）

配布資料：資料 1 景観重要建築物等の指定の変更について
資料 2-1 鎌倉市景観審議会の会議の公開等に関する取扱要領の改正について
資料 2-2 鎌倉市景観審議会の会議の公開等に関する取扱要領新旧対照表
資料 2-3 鎌倉市審議会等に関する指針
資料 3 鎌倉市景観計画（改定案）
資料 3 の追加 景観計画巻末資料
資料 3 の参考 景観審議会からの意見に対する対応表
資料 4 景観計画改定スケジュール（案）
当日差替え資料

（1）諮問事項 「鎌倉市景観重要建築物等の指定の変更について」

〔事務局〕資料 1 を使って、景観重要建築物等の指定第 18 号の村上邸の名称を旧村上邸へ変更することを説明。

〔会長〕この件について、質問はあるか。

〔委員〕寄贈されたということは、市の所有になるということか。地域の要望や周りの反応など、あるいは市としての活用の目論見などなにかあるか。

〔事務局〕具体的な将来の活用については決まっていない。広く近隣の自治会との説明をしていきながら、方向性を探っていきたい。

〔委員〕民間活用をよしとするというか積極的にということか。

〔事務局〕基本は貸し出していきたい。

〔委員〕了解した。色々とお手伝いできるかと思う。

〔会長〕この件に関して諮問を受けているわけであるから答申として、了承することによろしいか。

〔一同〕異議なし。

（2）報告事項 「鎌倉市景観審議会の会議の公開等に関する取扱要領の改正について」

〔事務局〕資料 2-1～資料 2-3 に基づき、鎌倉市景観審議会の会議の公開等に関する取扱要領の改正点について説明。

〔会長〕この件について質問はなにかあるか。

- [委員] 資料2-1の(4)の「傍聴者から求めがあった場合は提供することを基本とする」ということに変更になったが、提供後の資料の扱いについて例えば SNS などで公開やコピーをして大量に配るなど色々なところに出回ることもあると思うが、それについて何か制限とか取扱の方針などはあるか。
- [事務局] 特に提供後の資料については、市の指針にも示していない。
- [委員] 制限の方針がないのであれば、公開する資料をしぼらないときちんとした審議ができないことも考えられる。本来は提供後の資料について検討すべきではないかと感じる。
- [会長] 当日配布されて、審議会の議論自体も非公開としないで公開であるとする当然議論の中で資料の何ページのここは非公開とするなどの議論も出てくると思うが、そういう議論に供するような資料についても傍聴者には渡さない方がいい場合があるという意見か。
- [委員] そうである。
- [会長] 他の委員の方はいかがか。個人の意見だが、もしできるなら審議中事項なので傍聴者どまりにしてくださいということはあるかもしれないが、渡さないということは審議自体に参加できず、聞いていても意味がなくなってしまうというのが個人的な意見である。他の方なにか意見はあるか。事務局として、資料を傍聴者どまりにするという可能性はあるのか。
- [事務局] 全体的な市の方針であり、●●委員の SNS などで色々なところに大量に公開されてしまうのではということに関しては、市の方では公開している情報は全て色々なところに出ていく前提としている。例えば、公開した資料なども議員などがブログ等にあげて、SNS 上にどんどん流布されている。このようなことは大前提で資料を見に来た方が個人的にどのように扱うかまで制限をかけていないのが、現状である。そういう意味でもしも審議会で資料が大量に流布されるという課題があるならば、審議会では資料を非公開としなければいけないと思っている。その場合は会議そのものを非公開にするのか、あるいは議論途中で未成熟な議論となるので、傍聴者を入れないで審議会を行うのかという決定をしていかなければならない。基本は公表であり、議論の途中だったとしても資料については傍聴者と共有して、資料がでていってもかまわないという前提となっている。
- [委員] 市としての基本方針がそのようになっているならば、何も問題はないと思う。
- [会長] 基本的には公開した資料がどのように扱われるかコントロールできない。審議中だから出せない資料は、今までなかった様に思う。具体的に公開すべきか難しい資料が出てきた時に議論すれば良いかと思う。資料2-1の(4)の部分に関して、原案通りでよろしいか。
- [一同] 異議なし。
- [会長] 他になにか意見はあるか。
- [委員] 事情はよくわかったが、逆にいえば出した資料に関してはどんどん出ていってしまうので、出際をある程度コントロールする必要があるということだと思う。しかし、議事録に関してテープ起こしである程度要約した現在の議事録と同じよう

なものということによろしいか。

〔事務局〕 そうである。

〔会長〕 資料2-2の1会議の公開の(2)についてだが、(2)の中で「会長が」と書いてある箇所と「審議会等が」と書いてある箇所があるが、「審議会等が」という箇所に関しては「会長が」ではないのか。また、「審議会等」の「等」とは何を指すのか。

〔事務局〕 この場で審議してもらうために、「審議会等」と書いている。

〔会長〕 「審議会等」ではなく、「審議会」ではいけないのか。会議の公開非公開は、会長が審議の時に一存で決めてよくて、会議に入った後は審議会で決めるという考え方で良いか。

〔事務局〕 そうである。

〔会長〕 それでは、「審議会等」の「等」は削除でよいのか。

〔事務局〕 「審議会等」の「等」に関しては、削除する。市の指針が協議会等も想定したものとなっているため、記入されていた。

〔会長〕 次に資料2-2の5傍聴の遵守事項についてで、傍聴者は審議会に対する発言はできないとあるが、かつては審議会から傍聴者に意見を求めたことがある。その際は、暫時休憩ということにして、意見を傍聴者に述べてもらうことは出来るということになる。その場合、議事録には載らないということになる。なので、可能であれば「原則として」という文言や「審議会が認めた場合はこの限りでない」などの文言をつけてほしい。傍聴者の基本は傍聴になるが、折角来ている人の意見を聞いてもよい場合や意見を聞きたいこともあると思うが、いかがか。また、資料2-2の7の議事録についてだが、テープ起こしということでもまとめ方が難しく、今回も削除されていた部分を追加してもらった箇所もある。大原則として、テープ起こしでやることにしたのならば、徹底した方が良いと思う。少なくとも事項の削除は問題である。資料2-2の7の「個人情報の保護等の理由により、発言の一部を非公開とすることができるものとします。」という部分に関してだが、「審議会が」ということでよいか。発言の一部を非公開とすることを決めるのは誰なのか。「個人情報の保護等の理由により、発言の一部を非公開とすることができるものとします。」以下の文から察するに「審議会が」ということなのか、個人情報の保護というのが固有名詞のようなもので、事務的に処理できるとして事務局の判断で良いということになるのか。この文の個人情報というのは、固有名詞に係るとりわけ審議会委員以外の個人の固有名詞に係るという理解でよろしいか。

〔事務局〕 資料2-2の7の個人情報の保護について、原文ただし書き以降の「個人情報の保護等の理由により、発言の一部を非公開とすることができるものとします。」に関しては事務局の判断で行う。

〔会長〕 個人情報というのは、民間の人の名前や住所のことで例えば役所の人の個人名等は個人情報の保護対象とならないということによろしいか。

〔事務局〕 そうである。

〔会長〕 事務的な判断ができることなので、事務局が議事録を作成する。それ以外は

審議会が趣旨を認めることになる。ただし書き以降に関しては、これでよろしいか。

〔一 同〕 異議なし。

〔会 長〕 会議の議事録に関して、前々回あたりに事務局によってだいぶ整理された議事要旨をいただいたが、第34回景観審議会から議事要旨ではなく議事録にしている。基本的には、委員の方に議事録（案）として確認していただいているので、今のやり方で良いとは思いますが、委員それぞれが自分の発言を必ずしも全部記憶しているわけではないので、自分も忘れた箇所が抜けていた場合に後で何か困ることがあるかもしれない。●●委員、現在の議事録のやり方で異論はないか。

〔委 員〕 特に何か違和感を感じたことはない。

〔会 長〕 それでは基本的には事項は削除しないようにし、表現に関しては少しの整理をしてもらうのは構わないということでよろしいか。ほかに何か意見はあるか。

〔委 員〕 質問だが、会議が非公開のときの議事録の扱いはどうなるのか。

〔事 務 局〕 議事録も非公開となる。

〔委 員〕 会議が非公開の時に議事録も非公開となるのが、議事録資料2-2の7の原文からは読み取れないと思うがいかがか。

〔会 長〕 問題は全議題を非公開とする場合、そもそも会議があったことすら公開しないので、議事録は事務局で作成し、委員と共有するが公開の対象ではないということになる。だとすると、原文ままであると支障がある。

〔事 務 局〕 資料2-2の7の「ただし」の後に「会議が非公開の場合、議事録も作成後非公開とする」という文言を加える。

〔委 員〕 それで良いと思う。ただ、議題によって公開としたり、非公開としていたりするので、間が抜けている議事録ができるということか。

〔会 長〕 議題のタイトル程度は公開するかと思う。

〔委 員〕 それで良いと思うので、全体でしっかりと扱いを共有しておきたい。

〔委 員〕 非公開の議事録に関して委員の中であっても、資料として議事録は作成されないのか。

〔会 長〕 非公開にした際に議事録は作成しないのか、作成して事務局だけが所有するのか、作成して事務局と委員は所有するのか。

〔事 務 局〕 こちらとしては、非公開の審議会に関しても議事録は作成する。出席した委員へ送って、確認してもらう。その後、完成した議事録が非公開となる。

〔委 員〕 それで構わない。ただ、それがわかるようにしてほしい。

〔会 長〕 非公開議事録については、委員の守秘義務の対象としておくべきである。「審議会等」の「等」を削除することと「非公開審議会の議事録は非公開とする」に関しては修正が必要である。非公開議事録は、委員の守秘義務によるところなので、取扱要領に記載まではしなくて、良いかと思う。

〔事 務 局〕 非公開議事録に関して、審議会に出席している委員は守秘義務を負っているので、非公開議事録の議論はできない。資料と議事録は、全体で共有する。その共有した資料と議事録を公開しないということである。委員は守秘義務を負っていると

いう大原則の基にこの取扱要領を作っている。

〔会 長〕 非公開の場合は、議事録も非公開であり、それを取扱要領に記載する必要はないということか。資料2-2の1会議の公開の(2)の「審議会等」の「等」の削除と資料2-2の7の修正について、今日はその修正をこめて了承としたこととし、修正したものを後日送っていただき、修正案を了承し、本日より施行ということにしたい。

(3) 報告事項 「鎌倉市景観計画の改定について」

〔事務局〕 資料3、資料(追加)及び資料3(参考)～資料4を使って、鎌倉市景観計画改定(案)について前回からの修正点等を説明。

〔会 長〕 日程的にも本日の審議会が細かく議論する最後の場となる。修正の内容というのは、手続関係のフローという法的な根拠や条例の根拠についての修正が一つ、第7章の修正、また景観地区についての記述が新しく追加、そしてはじめに追加されている。手続関係のフローについての議論から始め、第7章、景観地区の扱いについて、最後にはじめについての流れで進めていきたい。質問だが、1月の審議会だったかで、●●委員から景観法という良好な景観の形成に関する方針はどこを指すのかという指摘があったが、その際の事務局の意見は2章全部と3章についての基本的な方針とかあるいは景観形成方針と基準という中の景観形成方針であるということだったが、特定地区については方針の箇所が景観法に基づくことと明記されているが、例えば資料3の119ページの一番上には、赤字で「景観法第8条第3項」と記載があり、これに基づいていることがわかる。市全域について、景観法第8条第3項に基づく方針とは何を指すのか。また、どこが該当するのか。これらは1月の審議会で話題になった際に、回答があったと思うが、再度教えていただきたい。それと●●委員に質問したいが、景観法に基づく方針であるかないかでは、どのような違いがあるのか。

〔委 員〕 違いとしては、法的な位置付けがあるかないかである。いずれにせよ、基準は守ってもらうのだが、基準以上のお願いをする時に法的な位置付けがある方がやりやすい程度のことである。

〔会 長〕 了解した。先ほどの私の質問だが、前回審議会でも回答してもらったが、もっと具体的に景観法に基づいている箇所をもう一度確認の意味で教えて欲しい。

〔事務局〕 第2章と第3章の各個別21類型である。例えば資料3の42ページ(1)旧市街地の住宅地の(3)都市景観形成のための方針の箇所が景観法に基づいている。

〔会 長〕 第2章全部と第3章の土地利用類型別の(3)が景観法に基づく方針であって、土地利用類型別の(4)都市景観形成のための基準自体が景観法に基づく基準であるということによろしいか。それと都市景観条例を改正すると聞いていたが、その旨の記載がどこにもない。例えば現在事前協議については、条例上の根拠がないまま運用されていることを前回審議会で理解しているが、このことについて今の段階で資料3の37ページや116ページの図の中で都市景観条例や関連条例に基づく手続と記載するとそれは現状では違うことになる。それに関してはいか

がか。

〔事務局〕今年度中に都市景観条例を改正する。

〔会長〕今年度中に都市景観条例を施行するのと鎌倉市景観計画改定とが同時であるということによろしいか。

〔事務局〕景観計画の改定版を運用する時には、都市景観条例が改正できている状態にしたい。

〔会長〕景観計画を運用する時ということだが、それはいつなのか。

〔事務局〕景観計画改定自体は、目標として2017年1月である。改定ができて、運用するための周知期間も必要かと思うので、改定版の運用は2017年4月となるのではないかと考えている。条例改正に関しても同様になるかと思われる。

〔会長〕つまり、資料3の37ページや116ページの図は景観条例改正後のものに基づいた記述ということによろしいか。

〔事務局〕そうである。

〔会長〕今の質問に関係するが、特定地区の景観について条例では特定地区計画を景観計画に準じて定めるとなっているが、改定案では景観計画の一部に特定地区についての計画が入っているということになるし、特定地区計画という言葉が全く今回の改正案には入っていないのだが、この部分に関しても条例を改正するつもりなのか。

〔事務局〕そうである。

〔会長〕つまり、特定地区の計画とは景観計画の一部であるという扱いにするということか。

〔事務局〕そうである。

〔会長〕それと条例第9条について、前回審議会（第34回審議会）で●●委員が質問したが、「遵守義務」という言葉は改定案にはもう入っていないのか。

〔委員〕資料3の113ページに記載がある。

〔会長〕資料3の113ページの第9条の見出しは景観計画等の遵守と書いてあり、同ページの本文には景観計画に適合するよう努めなければならないと書いてあるが前回審議会でも、●●委員の適合義務に関しては適合努力義務ではないのかという質問に対して、事務局は遵守義務であると回答していたが、資料3の113ページに関しては今後どのように扱うのか。同ページの見出しと本文とで文言が違うということで、何度か指摘しているが明確な回答をもらっていない。

〔事務局〕条例上はたしかに遵守と書いてあるが、市として義務に相当することを示す意味で記載している。前回審議会でも●●委員から遵守は努力義務だけれども、あえて遵守義務と書いてあるということかと質問され、そのとおりであると回答している。よって、条例上の努めることというのを市としては明確に義務と同等の意味合いを持って指導していきたいということで113ページ本文内において遵守義務という書き方をしている。

〔会長〕前回審議会では、こうした条例の表現に基づいた返答ではなかったと思う。見出しと本文が違っているということだったが、この部分についてかつて●●委員も

述べていたが、これからは訴訟や異議申し立てが昔と比べ、行い易くなった。こういう時代背景を考えると、条例に基づいた運用をすべきと強く求める。また資料3の116ページの図にデザインレビューとあるが、これは条例上は特定地区の景観形成協議会の意見を聞かなければいけないことに対応しているのか。

〔事務局〕 そうである。

〔会長〕 景観地区の場合には、条例上はデザインレビューがないということで良いか。

〔事務局〕 北鎌倉東地区に関しては、協議会の事前の意見聴取を条例上設定している。

〔会長〕 景観地区の資料3の131ページには、デザインレビューの記載がない。

〔事務局〕 それに関しては、抜けてしまったので、すぐに追加したい。

〔会長〕 デザインレビューというのが、条例の景観形成協議会に意見を聞くであるという説明は用語解説などに記載しているのか。

〔事務局〕 記載している。

〔会長〕 手続関係で資料3の168ページの図に関して、対外的にも都市景観課が対応するということか。

〔事務局〕 そうである。

〔会長〕 同168ページで改修・その他の修繕が記載されているが、完成後の話ではなく設計とかこのフロー図の流れの中でのことというのが●●委員の趣旨であったはずで、完成後の改修のことをどう考えるかではないということではなかったか。

〔委員〕 168ページのような公共施設に関しては、あまり新設等はないと思うので、元々公共工事はボリューム的に施設維持や改修などだと思う。

〔会長〕 つまり、完成後の話ではなかったということか。

〔事務局〕 完成後の話というよりも、1つのサイクルとして図に表したものである。

〔会長〕 そもそもこれに関して新規工事はないのではないかという意見である。この図がフロー図であるかという話もあるが、公共施設への考え方自体や文章全体の書き方が新設が前提となっているのではないかということである。フロー図も同様である。

〔委員〕 フロー図の一番上に新設・改修・その他修繕と記載すれば良いかと思う。フロー図の構想・事業立案の横に括弧書きで加えればよい。

〔事務局〕 そうさせていただきます。

〔会長〕 資料3の196ページの1の(3)について景観協議会とは条例の何に基づくのか。

〔事務局〕 これは景観法に基づいている。

〔会長〕 法や条例に基づく箇所に関しては、しっかりと明記してほしい。神奈川県屋外広告物条例のことが何も記載されていないで、例えば歴史まちづくり計画では神奈川県屋外広告物条例を運用と記載がある。第7章には、市の屋外広告物条例を制定すると記載がある。条例と書いてあるだけで、その条例が市の条例なのか県の条例なのかわからないが、なぜ記載しないのか。しっかりと明記してほしい。なにか手続関係で意見はあるか。

〔委員〕 公共施設管理者とは、土木や建築部門だと思うが、その協議するしないの仕分けはできているのか。

- [事務局] 仕分けに関しては、まだ出来ていない。今年度に入って、庁内に関しては今年度中に予定している公共事業について行う場合には、都市景観課に報告することという照会をかけた。これから全て個別に協議をしていき、数年かけて線引きを考えたいと思っている。細かいものも報告してもらわないと問題がでてきている案件もあるため、とにかく都市景観課として全てを一度把握したい。膨大な事務量になるが、まずはやってみて、今後周知が図られて、ここは大丈夫という線引きが出来たら、各課に任せたいと考えている。
- [委員] それで良いと思うが、きっちりとやるとかなり大変になる。施設には施設なりの意見があり、それはそれなりに合理的なコスト面の話や安全面の話があると思うので、事前によく話し合いをして、自動的に線を引くというのはやめた方が良いでしょう。都市景観課でふるいにかけるというよりは、公共施設を作る側に資料3の168ページのような意識を持ってもらうことが非常に大切になってくると思うので、むしろ庁内のやりとりや研修や啓発とセットで行なわないといけないと思う。あまり杓子定規にやると役所内がギスギスし、うまくいかないというのが経験上ある。うまくやってほしいと思う。
- [事務局] 藤沢土木や近隣の藤沢市と茅ヶ崎市などとは、昨年度から研修会を始めた。その中で公共事業の許認可事務について説明しながら、協議をしていく形をとっている。
- [委員] 藤沢市や茅ヶ崎市のような景観計画を持っている市では、そのような調整に関して記載しているのか。あまり見たことがない。
- [会長] 景観重要公共施設にしていればあり得る。
- [委員] それはそうである。
- [会長] 資料3の168ページの図の「つかむ・なじませる・工夫する」というのは、その段階で必ずやらなければならないようになっているが、そこまでやり方を言わなくても良いのではないかと思う。
- [事務局] 公共のものなので、図の「つかむ・なじませる・工夫する」を記載している段階で協議したいと思っている。
- [会長] 同168ページ右下赤字文中で「国・県」と書いているが、計画ではなく計画説明では全て「国・県」となるので、注意してほしい。それから公共施設管理者との関係については、第7章で何か記載しておく方が良いかと思う。他に何か意見はあるか。
- [委員] 資料3の116ページの図の協議・届出の流れの中の※4の部分で、図の流れ自体が鎌倉芸術館周辺地区ではないということによろしいか。
- [事務局] 同※4について、鎌倉芸術館周辺地区については条例上事前に意見聴取するという協議会を設定していない。事前のデザインレビューが必要で協議会を設定しているのが、由比ガ浜地区と由比ガ浜中央地区である。※4に関しては、その対象の協議会ではないという意味で記載した。
- [会長] 先ほどの説明と合わせると、鎌倉芸術館周辺地区には特定地区景観形成協議会はないが、景観地区景観形成協議会はあるということによろしいか。

- [事務局] 鎌倉芸術館周辺地区には、事前の意見聴取はない。
- [会長] 景観形成協議会が設置されていないなどわかりやすい文としてほしい。それでは第7章関連で何か意見はあるか。前回審議会でも述べたが、資料3の192ページの真ん中あたりの◇の文中の景観計画という文言と191ページ《市の役割》文中の都市景観の形成を推進するための施策の策定という文言の関係がよくわからない。景観計画には記載がないが、都市景観の形成を推進するためには必要だということを192ページの◇の文で伝えたいということか。今回はこの質問に関して、景観計画とは総合的な施策であると回答をもらったが、景観計画というのは総合的な施策とすると、都市景観の形成を推進するための根拠であるという理解をしたが、まだ都市景観の形成を推進するには足りないということだとよくわからなくなる。例えば、景観計画には記載していないが、都市景観の形成を推進するために必要なこととして、こういうことを鎌倉市は行なっているという例はなにかあるか。
- [事務局] 難しい議論になってきているとは思いますが、景観計画は総合的な計画である。実際都市景観の形成を図っていくには、緑地の保全や屋外広告物についても他法令に頼っている部分もあるので、そういった意味を含めて色々なまちづくりをしていく中で、景観形成をするためには景観計画のみでは作り上げていけないだろうという考えや全体の協力を得ながら総合的に進めていきたいという考えの下に景観計画の中にその全てが網羅されているかというところとそうでない部分もあるという意味を込めて192ページの◇の文を作成した。
- [会長] 屋外広告物自体、屋外広告物法やそれに基づく条例を受けているわけであるから景観法のみではない。よって、景観計画はこれのみでは足りないという認識でなければいけないということになる。192ページを読むとこれは足りないのかとを感じる。もちろん、事務局の意見も理解できるが、書き方についてはもっと適当なものがあるように思う。
- [委員] 意味合いは非常に理解できるが、言葉を変えた方が良く思う。
- [会長] 他の部分に関連施策との連携についての箇所があるので、その部分にまとめれば良いのではないかと思う。都市マスタープラン等と整合すると記載は、最初から書いてある。
- [事務局] これは前回の計画では、一番初めの方に書いてあった文となる。今回は後半に入っているが、既に前半で他との連携について記載があるので、あえて192ページで書くかは議論となる。景観形成は、景観計画のみでは成り立たないので、色んなところと協力していく必要があるという意味合いでもっとわかりやすい文としたい。緑地保全などを組み合わせて総合的に景観が良いまちを作っていこうということである。現在計画では、最初のほうに記載していたので、後半にあると違和感があるのは一理あるかと思う。
- [会長] やはり市民向けにわかりやすく作っていくということもあり、それから景観計画以外でもやらなければいけないことがあるのならば、きっちり明記しなければならない。全体的にだが、同じような文言がでてくるので、誰にも誤解のない書き

方にしてほしい。あと相変わらず施策レベルになっていないことがいくつかある。歴史的建造物の保全と活用については、施策が書いてあるので、これで良いと思う。都市マスタープランには、デザインガイドラインの作成というのが何度もでてくるが、この推進施策の中だとかなり拠点の部分のデザインガイドラインと特定地区や景観地区のデザインガイドライン等のガイドラインについての記述が少ない。あと、歴史まちづくりにも色々なこんなことやろうというような記載もあったので、連携ということであればあってよいかと思う。次に景観地区について議論をしていく。今回景観地区について抜けていた部分をいれるということで、資料3の130ページと131ページが追加されている。今日、別紙で景観地区の都市計画で決まっている制限内容についてわかる資料を配布した。資料3の130ページの「※詳細の基準は、都市計画決定図書を参照」という文があり、地区別基準や全般基準や建築物の高さなどが書いてあるが、特定地区との関係からいうと記載しなくても良いのではないかと。理由書や都市計画が定める土地の区域というのは書かなくて良いと思うが、鎌倉景観地区についていえば、4ページほどの記載がある。なぜ地区別基準などを載せなくて良いかということ、旧市街地の住宅地や谷戸の住宅地はほとんどが鎌倉景観地区に入っているの、鎌倉景観地区はかなり広い面積となっている。それがどう決まっているのかは記載しておいた方が良くと思うが、いかがか。景観地区などの制限がわかりにくいので、資料「景観づくりの歩み」の裏面や私が資料を作成してきた資料を見てほしい。鎌倉市全域が景観計画区域になっているということ、その上で更に景観地区が指定されている場所、景観地区も特定地区も指定されている場所がある。由比ガ浜通り、由比ガ浜中央地区については、景観地区かつ特定地区である。特定地区のみが鎌倉芸術館周辺地区である。その他地域には、景観計画全体について遵守義務や適合努力義務がある。私の作成した資料の下の※1部分の景観形成方針と景観形成基準という言葉はきちっと改定案と整合させる必要があるが、これら基準は認定の際の審査基準と聞いている。

〔事務局〕 そうである。

〔会長〕 これについても改定案に明記するべきではないかと思う。また、工作物等の建設については景観地区の認定対象外である。それは景観地区において、工作物に関して決めていないとのことであるが、私の作成した資料ではあえて記載している。景観地区に関しては、資料3の130ページ131ページほどの説明でよいと思うか。

〔委員〕 結論から言えば、この程度の記載で十分と思う。●●委員に確認すべきことだと思うが、景観地区の基準の方が景観計画の基準よりも緩いということであるか。景観地区の基準に加えて、景観計画の基準を配慮させることを明記してよいかについて●●委員に確認してほしい。

〔会長〕 それについては、景観法どおりだと景観地区については景観計画の基準は適応しないという読み方になり、届出は不要ということになっている。鎌倉市は条例で否定の否定になっており、事業者を守ってもらうことにしている。条例で法の規定と離れていることを記載して良いかということについては、審議会の場で議論

があった。鎌倉市が条例でそこまでやるというのならば、それは市の判断でということにあった。

〔事務局〕それは特定地区についてである。特定地区に関しては、景観計画の届出とセットでやっている。この部分は、例外である。

〔会長〕都市景観条例の第12条の第2項で記載されている。景観地区に関しても市はすべて届出をしてもらっているということによろしいか。

〔事務局〕特定地区のみである。景観地区については、認定だけである。その審査基準で景観計画の方針基準を使っている。

〔会長〕市の用意した資料には、景観地区に関しても認定対象かつ景観計画の届出対象となっている。

〔委員〕届出対象外となっているのではないか。

〔会長〕景観地区のみと景観地区かつ特定地区の場所では、一定規模以上は建築物の建築行為に対して認定対象かつ届出対象と書いてある。

〔事務局〕鎌倉市景観条例の5ページの上の方に第12条2項で特定地区における第16条第7項第8号に定める建築物は、特定地区の基準と景観地区の基準が同一のものは適用除外とするとしている。現在、特定地区になっている場所というのは景観地区の基準と特定地区の基準をかけているので、基準が違う場合は特定地区の届出を出してもらっている。このことに関して、以前●●委員から法で適用除外としているものを条例で適用除外するのはいかなものかと意見をいただいた。そのことに関して、市としては行っていくという意味で条文に記載している。

〔会長〕今の問題は、私の資料では届出対象外となっているが、市の資料では届出対象となっていることである。

〔事務局〕一定規模以上に関しては、届出対象外である。配付した資料が間違いであるため、修正する。

〔会長〕景観地区の審査基準として、景観計画の基準を用いるとのことだが、それであるならばどこかにその旨記載してほしい。●●委員はこの程度で構わないという意見だったが、ほかに何か意見はあるか。

〔委員〕先ほどの意見の理由は、景観地区の基準が緩いので、景観地区の基準だけ守れば良いということになりかねない。他にも高度地区であったり、関連する法令多くあるので、1つについて記載すると全てを記載しないといけなくなってしまったからである。

〔会長〕景観法に書かれた景観地区であるので、記載しても良いかと思う。

〔委員〕私の意見としては、記載するとしても本体部分ではなく、付属資料程度で良いかと思う。本体に記載するとどちらかの基準が変わった場合、全てを変えなければいけなくなる。

〔会長〕それは特定地区の計画も同じである。

〔委員〕やはり付属資料で良いと思うし、そもそもこの程度の記載で良いと思う。実際、景観地区を作っている市も、全ての関連法令を入れているところはないと思う。

〔会長〕藤沢市は、記載していたように思う。

- [事務局] 藤沢市は、制度設計が異なる。藤沢市に関しては、鎌倉市でいう特定地区の基準が景観地区の基準と同一という扱いで明記されている。あくまでも景観地区の基準という明記の仕方はしていない。よって、●●委員の言うように景観地区の基準のみ記載している。各市さまざまなパターンがあるので、鎌倉市としてはこのスタンスでいきたいと思っている。
- [会長] 景観地区について、特定地区の記載の丁寧さに比べて、少なくて市民目線だと何が基準として決まっているのだろうかという関心が湧くかと思い、ホームページでみてくださいと記載した方が親切かと思った。他に意見はないか。
- [委員] たしかに特定地区の記載からすると、景観地区の記載は少ないかと思う。ただ、全てを入れるのも難しいと思うので、●●委員の言うようにこの程度でも良いかと思う。
- [会長] とりわけ景観施策であるため、もちろん都市計画として決めるものではあるが、景観地区がどのようなものかを知ってもらうことも必要かと思う。
- [委員] 市民目線では、景観地区とは何か非常にわかりづらいということがあり、この2ページでわかるかという疑問が残る。
- [委員] 鎌倉芸術館周辺地区のすぐ傍に住んでいるが、現状は特定地区に制定されて、それなりの対応をしたので、景観的には非常によく来たと感じる。ただ、なぜ景観的に良くなってきたのかというのがわかりづらい。具体的には、並木である。企業の敷地内に植えられている並木が道路側にはみだしていて、非常にきれいだったのに切られてしまった。道路側には、全く出ていない状況になった。企業に対しては、並木が道路にはみ出さないように気を使いなさいという指導が特定地区内であるのかわからないが、もしそのような指導があるのであれば、景観地区と特定地区のすみ分けや違いをわかりやすくしてほしい。その違いがどのようになっているのかわからない。
- [会長] 鎌倉芸術館周辺地区は景観地区ではない。
- [委員] ただ景観地区の場合、樹木の枝ぶりなど景観上良いという形で維持されている。
- [会長] それは特定地区に指定されているからという訳ではないと思う。制度の違いによって、●●委員の言う景観が維持されているということではない。
- [委員] 先ほどの私の意見のようなことが市民としては大切ではないかと思う。
- [事務局] 景観地区については、建築物の高さと建築物の形態意匠だけが制限対象となる。現在、一つの面として鎌倉芸術館周辺のまちづくりについては、資料に記載している以上の制限はない。また樹木に関しては、各事業を行う企業と市が色々調整した結果、樹木を植えたり計画があるところは伐採したりしている。伐った場合、代替植栽をしてもらう協議など個別に対応している。必ずしも鎌倉芸術館周辺地区の制限があるから、良い悪いということには制度上直結はしていない。景観計画の中には、敷地の敷き際についての制限があるので、鎌倉芸術館周辺地区についても景観計画をベースとして協議をして、まちづくりをしている。景観地区だからといって、樹木がきれいになるということはない。
- [委員] そういうことであれば、現状の特定地区の景観は良くなっているもので、今までの

運用で良いのではないかと思います。

〔会長〕資料の表にもあるとおり、鎌倉芸術館周辺地区の場合では特定地区にしか該当していないので、景観計画についての細かい制限はかかってくる。基本的には、既存樹木についての扱いを記載しているわけではない。

〔委員〕したがって、樹木に関して制限がないのであれば、現状のままで良いかと思う。

〔委員〕資料3の改定案の130ページについて、今の構成で言えば「景観地区の指定の経緯」と「景観地区の内容」ということで、景観地区の根幹に関わる部分が「景観地区の内容」と一つのくくりになっている。これを景観地区①や景観地区の面積といった場所に関わる記載と景観地区の基準に関する記載と分けて、基準については全般基準というのが、各エリア毎ではなく、共通しているものなので、これを一旦記載しておいて、各地区の制限については色彩や最高限度の高さなどの基準があると明記しておけば、表現として共通する基準があって、エリア毎の制限があるといったことを示すことができるのではないかと思います。そうするとちょうど131ページの次の空いているページ内で収まる内容になるのではないかと思います。

〔会長〕折衷案的に全般基準や鎌倉景観地区と北鎌倉景観地区の面積については、記載してはどうかということか。

〔委員〕そうである。

〔会長〕あるいは先ほど●●委員が述べたことを踏まえて、景観地区の制限と景観計画の制限の関係のようなものがわかる記載をすると良いかと思う。

〔委員〕役所の出す文章は、一般の方にはわかりにくいのが通例だが、特に申請者の立場からすると資料3の130ページ131ページをさらっと読んだときに、この程度のことなのかとなるかと思うので、遵守事項に具体的にこのようなものがあることなどの重要である守らなければいけない部分については、記載した方が良いかと思う。

〔会長〕そうなると、理由書や細かい地名まではいらなくても、景観地区について知るには4ページほどは読まなければいけないということになるので、●●委員の意見のような部分は記載した方が良いことになる。

〔委員〕例えば色彩基準に関してだが、景観地区の指定をする際に色彩基準を検討しまして一般の景観計画区域に比べて、景観地区の対象規模が小さくなるので、そのことにもしっかりと配慮して景観地区の色彩基準というのは少し緩めに設定してある。そういったことをしん酌してもらえるのであれば、基準を記載することが良いかと思う。しかし記載することによって、大規模の建築物を新築する方々も同じような捉え方をするという問題が色彩に限っては発生するかと思う。したがって、少し手間だが色彩基準は資料3内では記載を避けるという見方もあると思う。そのため、全体の基準くらいは記載して、より深く知りたい人には手続方法も含めて見てもらうようにした方が良いかと思う。

〔会長〕●●委員はいかがか。

〔委員〕わざと不便にしようとしているわけではないけれども、狙いとして良い景観とするためにこうすると良いと信じているということだから、そのロジックと実態の

間に矛盾があるということだと思っている。事務局が運用しやすいことも重要である。段々この改定計画全体的に隙がなくなってきている。細かく見ているので、市民向けにはダイジェスト版などがないと全く太刀打ちができないのではないかと感じる。大事な部分は活かしつつも、行政側の判断でも良いのではないかとも思う。

〔会 長〕 多数決をとるようなものでもないと思う。どちらの方が市民に親切かという記載の方が親切である。このように決まっている以上は、努力義務とかでカバーしていくしかないかと思う。認定の際に、このような決まりがあるのでとお願いできないかと伝えるなどでやっていくしかないかを感じる。たしかに今の案のままかというのはわからないが、先ほどの●●委員の意見も踏まえて、もう少しわかりやすくすることを事務局に考えてもらいたいということを審議会としての意見としてよいか。

〔一 同〕 異議なし。

〔会 長〕 それでは、「はじめに」について議論していきたい。まず、「はじめに」についての中身に関して議論する前に質問したい。鎌倉の都市景観形成基本計画というのは、現行の景観計画の前の平成6年8月に作られたもので、この景観形成計画が作られるときに土地利用懇話会という学識経験者や市民からなる組織の提言を受けて、最初の計画を作ったということである。このような流れがある中で序章や1章の色々な基本理念とか基本目標とかは、懇話会をうけたものであるから事務局ないし、事務局と審議会では修正できないとか修正したくないということをいわれてきた。それについて、●●委員のご提案というものをしかも最後のところに景観審議会の名前で「はじめに」を出すということについて市の見解を聞きたい。

〔事 務 局〕 第1章については●●先生の当時の意見を活かして、そのまま使っていきたい。序章に関して、今回序章の計画の1ページなどは当時のものを利用していきたい。景観計画を10年前に作った際の意見の中で、序章-1と今回書いた部分の鎌倉らしさと都市景観の形成の文章に関して、この部分は平成6年時のものではなくて、景観計画を10年前に作ったときの文章である。ここに関しては、少し違うと思っている。

〔会 長〕 つまり、市としては別に気にしないということか。

〔事 務 局〕 景観計画を作る当初に作った文章になるので、今回の改定にあたっては変えても良いのではないかとと思っている。

〔会 長〕 鎌倉らしさと都市景観の形成というのは、タイトルが同じであるし、前回の同じ部分から引用しているのだと思う。序-1の鎌倉らしさと都市景観の形成というのは、まさに景観形成基本計画のトップに書いてある。したがって、事実市の方で変えないと言ったと理解していたので、序-1から基本理念や基本目標やその他の部分も含めて、もう少しどうにかできないかと打診したときにそのように市から説明を受けた。その点が一つともう一つは景観審議会の名義になっていることに関しての事務局の意見はどういったものか。

- [事務局] やはり序-1に関して、らしさととはなにかなど様々な意見をもらって、事務局で行き詰っていた際に●●委員に助け舟を出してもらって、もらった文章が事務局として良いと感じたので、文章を使わせてもらった経緯である。景観審議会の名義としたのは、文章の内容からも審議会として記名の方が内容的にもイメージに合うかと思ったため、今回の審議会で議論してもらえればという思いからこのようにさせてもらった。
- [会長] つまり基本的には、●●先生の懇話会で書いた文章をあまりいじらない方が良いという認識がある上で現在の序-1と鎌倉らしさと都市景観形成は違うものであるという認識か。
- [事務局] そうである。文章が同じではないので、違うものとしてとらえている。平成6年の景観形成基本計画の2ページからは、現在の改定案ではそのまま丸写ししている。序章-1の方では、少し違うという認識でやっている。
- [会長] 市の方からいじらないという考えだと聞いていて、これはやはりタイトルもほぼ同じであるし、今回の改定案では大きく変わっているのも、もし懇話会の継承するという趣旨であるとすれば、今まで市が言っていたこととはこの「はじめに」では一貫していないように思う。それから審議会名義で出すこととなると、これについて内容はともかくとして審議会名義で「はじめに」を出すということは、本当に市としてそれでよいのか。それは市としての都市景観課としての意志なのか。
- [事務局] それでも構わない。
- [会長] 構わないというのでは困る。普通こういうのを審議会名義にすると、審議会が自らやってほしいと言って、審議会名義にしてもらったというように読まれてしまう。したがって、構わないという位置づけではなく、ぜひお願いしたいという姿勢ではないと困る。
- [事務局] 景観計画は市の計画なので、市が書き込むということはある。これだけ細かい部分まで、審議会より意見をもらいながら今回の改定をしてもらっているのも、審議会がこれまでの景観計画を運用してきた実績なども受けて、改めて景観計画の改定の時に審議会としてはじめにを語ってもらうことに関しては、お願いできるのであればお願いしたい。
- [会長] それでは名義のことも含めて、内容に関してどう考えるか。それからもし景観審議会名義で出すとなった場合、どのくらいこの「はじめに」の内容を検討する時間があるのか。各委員同じかと思うが、先週の半ばに送られてきたもので十分読んでいる時間もなかったと思う。
- [事務局] タイムスケジュールに関しては、配布した資料のとおりとなり、「はじめに」に関して言えば案として出ている段階でパブリックコメントを実施していくことが最重要となる。その間、「はじめに」に関して修正が入ることは構わない。政策会議と建設常任委員会への説明については、パブリックコメント中にも審議会名義で出す「はじめに」に関しては議論してもらっても構わない。最終の審議会が10月末で決定をして、都市計画審議会にかける。

- 〔会 長〕 内容に関していうと、「はじめに」というのは序-1と序-2に変わるものであるが、改定に当たってこの10年間についての記載が全く無い。私自身は●●委員にお願いしたと聞いたときに、今回初めて出てきた序-2の「改定にあたって」の部分の文章についてお願いしたのだと思っていた。事実、序-2の「改定にあたって」の部分の話をしていた時に前回審議会で●●委員が書いてもよいと発言をされていたのは、序-2の部分の議論の際であったと思う。序-1も序-2も含めてということなので、ちょっとどう考えてよいのか困惑している。
- 〔事 務 局〕 「はじめに」という表題も含めて、議論していく時間は少しはあると思う。
- 〔会 長〕 もう一度審議会を開くということか。
- 〔事 務 局〕 そうではない。パブリックコメントをしている最中にも、「はじめに」に関しては今現在は案としているという形で進めたい。
- 〔会 長〕 ただ審議会として検討するとすれば、もう一度審議会を開いてもらうかなどしてもらわないと議論ができない。
- 〔事 務 局〕 配付した資料内のスケジュールは、事務局としては厳守をしていきたい。少なくとも今日素案を確定してもらって、パブリックコメント用の案を確定してもらいたい。まだ議論の余地がある部分に関しては、市民からの意見ももらいながら進めていくなどやり方はいくらかあると思う。議論を重ねていって、10月の審議会に臨みたいと思っている。
- 〔会 長〕 つまり、パブリックコメントと同時に審議会もパブリックコメントと同じような形で意見を出せということか。
- 〔事 務 局〕 もし今日この場で結論が出ないのであれば、そういう方法もあるのではないかという提案をさせてもらっている。
- 〔会 長〕 先週の半ばにこの案をもらって、今日決めろというのはあまりにも無理な話である。このことについて何か意見はあるか。
- 〔委 員〕 最初に市から話をもらい一番最初の書き方にかたよりがあると市に意見を出したときに、どうしようという話を市からもらって、今の現状に合わせて、鎌倉の景観政策が今まできた色々な経緯の中で、時代も変わってきた中で景観計画を改定することは大事になるという原点的な整理をちゃんと書いておいて方がよいという話の中から、その部分を原案として助けられるかと思い、一応作成した。書いた本人がいる前でその内容に関して議論するのは、難しいと思うが、それは全然構わない。また、景観審議会の名前になるべきかというのは、必ずしもそうではないこともありうると思う。ちゃんと市の名前でだせるようなものを、ただ言葉が市名義にしたときに押しつけがましくならないか、市民とかあるいは第三者機関からの声明とするという方が最初のただし書きとして大事かと思う。そして、そのような気持ちで書いたが、手直しは全然構わない。名前は必ずしも審議会がベストなのかという議論もした方がよいと思う。ただ序1、序2に関しては事務局にまとめてもらっている。「はじめに」が最も大事ではないとは言わないが、中身に関しての列挙というよりは、序-1序-2で改定計画自体の意味付けとか内容に関してそれから狙うところをきちっと説明できると良い。むしろそれが重要

ではないかと考えている。修正するところがあればするし、作った原案をベースに解体してもらっても構わない。審議会名義にするならば、会長が書いた方が良い気もするので、修正や上書きしてもらっても構わない。

〔委員〕 やはり「はじめに」を審議会名義で出すことには違和感がある。私の一般的な経験から言うと市長が書くものではないか、もしくは第一回目のときは策定委員会の委員長が書いているようなものもあると思う。あまり景観審議会名義での「はじめに」というのは、審議会の役割を越えているのではないかという気がする。あくまでも審議会は、市長への諮問機関である。それがでていくのは、いかななものかなと思う。中身ではなく、審議会の名前で「はじめに」のページに出すのは違和感がある。

〔委員〕 名前に関しては、●●委員の話からも審議会というのはいかなものかという意見もあるが、私自身は審議会で多くの時間を費やして改定作業をしてきた中でこのような計画を出すにあたり、審議会の役割を越えているかもしれないが、市で支障がないのならば、審議会名義でも良いと思う。「はじめに」の中身については、市民の立場からするとこの計画書が自分たちのものというか非常に身近に感じる。指南書であり、指針書であることがこの「はじめに」を読むことでわかる。私自身は非常に良いと思っている。

〔委員〕 私もこの文章については、全く違和感がなく読めた。景観計画のはじまりとしては、非常によいのではないかと思う。名前に関しては、会長はじめ行政の方や委員の方が色々やった上でこのような計画ができたということなので、その一つとして審議会の名前で「はじめに」の中に書かれることは非常に光栄である。特に会長等は非常に中身の検討をしてきたわけだから、審議会名義とするのが最も適当だと思う。

〔会長〕 誤解しているようだが、景観計画についてわかっていない部分も多くある。改定している部分に関しては、理解しているが従前のままの部分に関しては十分理解していないところもある。努力したからこれだけ関わったからと言えるほど時間をかけているわけではないので、ちょっとそれは違うと思う。個人ではなく、審議会としてである。

〔委員〕 私自身はそんなに多く発言しているわけではないので、審議会委員として審議会という名前で「はじめに」に使われることは、主役に躍り出たようでむしろ遠慮した方が良いと感じる。

〔委員〕 「はじめに」の文章は、審議会としての想いを代弁しているものとなっていると思う。一方で計画図書として審議会の名前が一番初めに出てくるというのは、あまり事例としてはみないので、調整案を申し上げるわけではないが、「おわりに」で改定に携わったものとしてのコメントをまとめていただいて、一番最初のところでは改定にあたってという従前の文章の前半部分をまとめて、この「はじめに」の想いは伝わるように残してもらいたいのではないかと思う。

〔会長〕 「はじめに」をどうする。

〔委員〕 例えばだが、「はじめに」のページを後ろにもらって、「おわりに」などと

してこの部分には改定にあたって、この10年間どのようなことがあったか、それを踏まえての改定であるということをもとめてもらう。従前の序-2の前半部分とかの部分に書いてもらって、全体的に計画図書としての形はとるけれども審議会の委員や携わった者としての想いはきちんと伝えたいという形をとるのがいいのではないかと思う。

〔会 長〕 末尾とかにそういう想いを書くということか。

〔委 員〕 そうである。

〔会 長〕 一つはこの「はじめに」に関わらず、今回週半ばに新しい資料をいただいたので、今回欠席の委員も含めて、十分に読む時間がなかったと思うので、「はじめに」の意見も含めて修正があれば、7月いっぱいまでに事務局に意見を出してもらうことにする。「はじめに」については、今日このままの形でパブリックコメントに渡してよいということにはならない。ただし、議論する場がない。序-2に関して、●●委員が書くと思っていたので、序-1を補足する形で例えば津波のことなど、序の改定にあたってでこの10年間の変化、あるいはこれからの新しい課題について例えばここではオリパラについてや人口減少について書いてあるが、このような事も踏まえて、●●委員の趣旨を活かしてなにか改定にあつての部分が書ければ良いと考えている。それで審議会の名前では書かない。ほかの方意見はいかがでしょう。このまま審議会の名前を出すことは、とりあえずやめにしたいくことでよろしいか。というのも参考にしていただきたいなどの市民向けの図書としては良いが、この計画書を読むのは行政であったり、業者である。そういった意味でこのままという風にはいかないと思っている。内容についての議論もできていないので、市としては8月22日の調整会議に出すまでに、「はじめに」に関わらず素案はいつまでに完成させればよいのか。

〔事務局〕 ぎりぎりです。7月いっぱいから8月頭までがぎりぎりです。

〔会 長〕 そういう意味では、このスケジュールでは今から言っても遅いが、非常に厳しい。議論できないのであれば、従前の序-1序-2でいくしかないのではないかと思う。ぎりぎりです。8月頭ということは、今週いっぱいまでに意見をいただきたい。事務局は、パブリックコメントに出した後でも意見をいじっても構わないと言ったが、こういうのは出してすぐにもとに戻すというのは難しい。また、逆も難しい。

〔事務局〕 大きい部分を変えるのは、確かに難しい。

〔会 長〕 あとは昔からやっていた人たちが、読んでどう思うか。

〔事務局〕 政策会議の前に「はじめに」の部分だけであれば、計画の内容に変更があった場合でも当日差し替えで対応できる。

〔会 長〕 皆様からのご意見をいつまでにいただいて、その意見を受けてパブリックコメント用の素案としてまとめる時間はどのようにしたら良いか。

〔事務局〕 改定計画の中身に関しては、本日の会議で指摘された部分は直す。今日以降の意見については印刷をする時間も考慮すると、8月10日までであれば、対応可能である。

〔会 長〕 中身と「はじめに」を含めてということではよろしいか。

〔事務局〕 そうである。

〔会長〕 それでは8月1日月曜日までに「はじめに」に限らず、意見を伝えて欲しい。その意見を活かして、事務局と打合せをして8月8日までには確定したい。「はじめに」に関しては、今日の段階では結論を出すことは難しい。今日の審議会に出ていない委員に対しても連絡をしなければならない。どんな連絡順にするかは、事務局と相談して決めていく。先にも述べたが、津波対策や津波が起きた後のまちづくりに関して景観上どう考えていくのかをどこかで触れておいて欲しい。ただこれに関しては、後の意見として出しても良い。

以上